

昭和二十二年法律第五十九号

裁判所法

裁判所法目次

第三編 下級裁判所

第一章 総則

第二編 最高裁判所

第一章 地方裁判所

第二章 家庭裁判所

第三章 簡易裁判所

第四章 裁判官

第五章 裁判所の職員及び司法修習生

第六章 裁判官以外の裁判所の職員

第七章 司法修習生

第八章 法廷

第九章 裁判所の用語

第十章 裁判所の評議

第十一章 裁判所の共助

第十二章 司法行政

第十三章 裁判所の経費

第十四章 第一編 総則

第二編 最高裁判所の趣旨

第三編 下級裁判所

第四編 地方裁判所

第五編 家庭裁判所

第六編 簡易裁判所

第七編 裁判官の意見を表示しなければならない。

第八編 第十二条 (司法行政事務)

第九編 第十三条 (事務総局)

第十編 第十四条 (司法研修所)

第十一編 第十五条 (構成)

第十二編 第十六条 (裁判権)

第十三編 第十七条 (その他の権限)

第十四編 第十八条 (合議制)

第十五編 第十九条 (裁判官の職務の代行)

第十六編 第二十一条 (事務局)

第十七編 第二十二条 (支部)

第十八編 第二十三条 (構成)

第十九編 第二十四条 (裁判権)

第二十編 第二十五条 (その他の権限)

第二十一編 第二十六条 (一人制・合議制)

最高裁判所は、これを東京都に置く。最高裁判所は、この法律において定めるもの之外、他の法律において特に定めて裁判権を有する。

上告

訴訟法において特に定める抗告

第八条 (その他の権限) 最高裁判所は、この法律において定めるもの之外、他の法律において特に定めて裁判権を有する。

上告

訴訟法において特に定める抗告

第九条 (大法廷・小法廷) 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。

但し、小法廷の裁判官の員数は、三人以上でなればならない。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

各合議体では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる。

廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについて

は、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の 경우에는、小法廷では裁判をするこ

とができない。

当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。(意見が前に大法廷でした、その廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについて

は、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の 경우에는、小法廷では裁判をするこ

とができない。

第一項の規定は、行政機関が前審として審判する。

下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別

に法律でこれを定める。

第三条 (裁判所の権限) 裁判所は、日本国憲法

に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の

争訟を裁判し、その他法律において特に定める

権限を有する。

前項の規定は、行政機関が前審として審判す

ることを妨げない。

この法律の規定は、刑事について、別に法律

で陪審の制度を設けることを妨げない。

第四条 (上級審の裁判の拘束力) 上級審の裁判

所の裁判における判断は、その事件について下

級審の裁判所を拘束する。

第五条 (裁判官) 最高裁判所の裁判官は、その

長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の

裁判官を最高裁判所判事とする。

下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる

裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官

を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

第十四条 (司法研修所) 裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に裁判所職員総合研修所を置く。

第十五条 (構成) 各高等裁判所は、高等裁判所に國立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

第十六条 (裁判権) 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁

判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、そ

の議長となる。

るときは、最高裁判所は、他の高等裁判所又はその管轄区域内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の判事に当該高等裁判所の判事の職務を行ふことができる。

行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括す

る。各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁

判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、そ

の議長となる。

各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁

判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、そ

の議長となる。







序を維持するため必要があると認めるときは、警視総監又は道府県警察本部長に警察官の派出を要求することができる。法廷における秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、開廷前においてもその要求をすることができる。

前項の要求により派出された警察官は、法廷における秩序の維持につき、裁判長又は一人の裁判官の指揮を受ける。

**第七十二条（法廷外における処分）** 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。前二項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

**第七十三条（審判妨害罪）** 第七十二条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

**第二章 裁判所の用語** 裁判所では、日本語を用いる。

### 第三章 裁判の評議

**第七十五条（評議の秘密）** 合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

**第七十六条（意見を述べる義務）** 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならぬい。

**第七十七条（評決）** 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によって裁判をした場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多く額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に最も有利な意見の数を順次利益な意見の数

に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に最も有利な意見の数を順次利益な意見の数

に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に最も有利な意見の数を順次利益な意見の数

### 第四章 裁判所の共助

**第七十九条（裁判所の共助）** 裁判所は、裁判事務について、互に必要な補助をする。

**第六編 司法行政**

**第八十条（司法行政の監督）** 司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う。

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

五 第三十七条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

**第八十一条（監督権と裁判権との関係）** 前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

**第八十二条（事務の取扱方法に対する不服）** 裁判所の事務の取扱方法に對して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。

**第七編 裁判所の経費**

**第八十三条（裁判所の経費）** 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附則 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は検察官をもつて司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官に、裁判官をもつて裁判所調査官にそれぞれ充てることができる。

**附則（昭和二十二年一〇月二九日法律第二二六号）** この法律は、公布の日から、これを施行する。

**附則（昭和二十二年一二月一七日法律第一九五号）** この法律は、公布の日から、これを施行する。

**附則（昭和二十三年一月一日法律第一号）** この法律は、公布の日から、これを施行する。

**附則（昭和二十三年七月一一日法律第一四六号）抄** この法律は、公布の日から、これを施行する。

**附則（昭和二三年一二月一一日法律第一二六〇号）** この法律は、公布の日から、これを施行する。

**第十一条** この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四条の二、第五十六条の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二条の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六条の規定並びに裁判所法第十条、第六十三条第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四条を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

**第十二条** この法律施行前に於ては、旧家事審判法第四条の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

**第十三条** 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六十三条第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

**第十四条** この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下「旧家事審判法」という。）第四条の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日に、その家事審判所又は、家庭裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

**第十五条** この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

**第十六条** この法律施行前に於ては、旧家事審判法による規則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

**第十七条** 家事審判法施行法（昭和二十二年法律五百五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

**第十八条** 家事審判法施行法第二十四条第二項の規定によつて管轄家庭裁判所に差し戻すべき事

2 前項の事件については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。



附 則 (平成七年四月一九日法律第六六)

(号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第五〇)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一二年一二月六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二号)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

第一項の修習において裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を十全に修得せらるため、必要な修習期間の伸長その他の措置を講ずることができる。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二号)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二号)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二号)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二号)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二号)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

は、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五)

(号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

#### 附 則（平成二十五年六月一九日法律第四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 附 則（平成二九年四月二六日法律第二三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置） 2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等について、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

#### 附 則（平成二九年六月二一日法律第六七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成三十一年五月三〇日法律第三三号）抄

（施行期日） 第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成二五年六月一九日法律第四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から起算して五年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成二九年四月二六日法律第二三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置） 2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等について、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

#### 附 則（平成二九年六月二一日法律第六七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成三十一年五月三〇日法律第三三号）抄

（政令への委任） 第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置） 2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等について、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

#### 附 則（平成三十四年十月一日法律第四八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日） 第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一条の改正規定（「第八十五条並びに「第八十五条第一項」の下に「及び第三項から見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二百九十五条第六項の改正規定並びに第二百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二百九十五条から第三十二条までの規定」）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

（経過措置） 2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等について、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

#### 附 則（平成三十四年十月一日法律第四八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（政令への委任） 第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

同法第三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（第八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条规定、第三百一十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条规定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」と）の下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定（同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日